

博士学位論文概要

指導教員 海老澤衷教授

中世荘園制下における在地社会の研究

早稲田大学大学院文学研究科
博士後期課程日本史学コース

氏名 赤松 秀亮

荘園制は、荘園領主から百姓にいたるまで、幅広い階層を包摂する中世の社会体制であり、荘園の研究は中世という時代の理解に不可欠と考えられてきた。

なぜ荘園は設定され、社会的な保護をえたのか。それは、荘園が荘園領主にとって社会的な役割を果たすための経済基盤であり、荘園領主が在地との間で積極的に関係を取り結ぶ目的は年貢の収取にほかならない。こうした視点から見た場合、荘園制とは領主による年貢収取を通じて設けられた諸システムの複合体と捉えることができる。

本博士学位論文は、荘園領主による年貢収取を実現させた在地社会の実態を解明し、荘園制と在地社会との関係を有機的に論じることを目的とする。以下、各章の概要を示す。

序章

まず序章では、二〇〇〇年代初めに進展をみた荘園制研究（立荘論・室町期荘園制論）の成果に触れ、荘園制が中央権力によって形成され、その後も形を変えながら中世を通じて維持されていくとの見方が強まりつつあることを確認した。しかしながら、これらの荘園制論はあくまで中央権力を軸に据えた体制論であり、荘園制が荘園領主のみならず在地の百姓までも包摂する以上、現状のように中央権力による年貢収取の構造を明らかにしただけでは不十分であるのは明らかである。そのため、近年の荘園制研究で示された枠組みを在地社会の実態から捉えなおすことを本博士学位論文の課題として設定した。

本博士学位論文では、荘園領主のもとに伝来した荘園文書を用いて、荘園制と在地社会の関係を明らかにしていくが、その際の素材（①名体制・②荘官・③荘家一揆・④村落）について、先行研究の課題と解決方を提示した。

続いて、本博士学位論文を特徴づける分析手法について述べたうえで、考察のフィールドである播磨国矢野荘（現兵庫県相生市）・美濃国大井荘（現岐阜県大垣市）の荘園史研究上の位置づけおよび課題を述べ、また各章の概要を示した。

第一部

第一部では、播磨国矢野荘をフィールドに、中世後期（特に鎌倉末期～室町期）の荘園をめぐる研究課題の解決を試みた。

第一章

正和二年（一三三三）十二月、後宇多法皇（以下、後宇多院）が東寺興隆政策の一環と

して東寺に寄進した四つの荘園・地所のうち、三ヶ所が東寺の膝下に立地し、また正和二年以前から東寺領化が進められていた荘園・地所であったのに対し、矢野荘だけが播磨という遠隔地に立地するうえ、これまで正和二年の寄進で初めて東寺領化したと考えられており、その特異性は際立っている。本章では、矢野荘をフィールドに研究を進める前提として、①なぜ後宇多院は寄進の対象として矢野荘を選んだのか、②矢野荘はどのような経緯をへて東寺領化したのか、を課題として、東寺領矢野荘の成立過程を論じた。

鎌倉末期、女院領の終焉や下地中分という政治的変動のなかで領家藤原氏の地位は大きく動揺しており、藤原範親の遺領を巡る冬綱と範親後室との争いに東寺僧長恵が関与していたことが後宇多院の介入を招いた。それをきっかけに、後宇多院は大覚寺統領の管領者として矢野荘の東寺領化を進めていく。長恵は後宇多院の伝法灌頂に参列した東寺十八口方供僧の一人であり、供僧の一人として荘園経営にも参画していた。また冬綱排斥後も後室の名代として矢野荘に関与し、東寺領化後には長恵から東寺へ矢野荘の文書が伝来していた。東寺供僧長恵が関与していた矢野荘は、後宇多院が東寺の経済基盤を整備するうえで、最も適した荘園の一つであったのである。

本章の考察により、矢野荘が東寺領化された理由・経緯が明らかになったことで、正和二年に寄進された荘園はいずれも、それ以前から東寺との間に何らかの関係を有していたことが判明した。これらの荘園は、後宇多院忌日に行われる論義法要の料所に充てられるなど、後宇多院の「御願寺」としての東寺を支える重要な経済基盤となったのである。

第二章

矢野荘の研究は、正和二年に新しく荘園領主となった東寺伝来の諸文書群によって進められてきた。そのため、東寺領化以前の状況を正面から究明したものは少なく、鎌倉末期〜室町期における東寺領としての展開が、鎌倉期以前の在地秩序にどのように規定されていたかについては必ずしも明らかにされてこなかった。

本章では、東寺領矢野荘が成立・展開していくうえで在地秩序がどのように影響していたのかを明らかにすべく、荘内最大の領主名であり、公文寺田氏の所領である重藤名の分布に注目し、重藤名が東寺領の成立・展開にどのように影響したのか、考察を加えた。本章における主な課題としては、①重藤名の村落別分布と下地中分との関係、②東寺が寺田氏を排斥した理由、の二点である。

まず、①について。重藤名は「開発領主」寺田氏の根本所領であると同時に、寺田氏の

荘内での正統性を示す根拠となっていた。そのうえで、荘内における重藤名の所在を検討すると、下地中分後の領家方村落は、全て重藤名が集中的に分布した村落であったことが明らかとなった。これを踏まえるならば、矢野荘における下地中分は領家藤原氏と地頭海老名氏との交渉の結果というよりも寺田氏・海老名氏という在地領主間の政治交渉によって実現したと捉えられる。また、領家方村落において重藤名の占める割合が高く、寺田氏の影響が特に著しい地域であったと考えられる能毛・奥野山を領家方に組み込んだことが、下地中分時に領家方が南北に分断することになった一因であると位置づけた。また、一連の考察のなかで大避神社そばの重藤政所が寺田氏の拠点であったことを明らかにした。

次に、②について。鎌倉末期の時点で、重藤名が領家方の半分以上を占めていたことに鑑みれば、東寺が円滑な荘園経営を行ううえで寺田氏の排斥は必須であったが、寺田氏排斥後も、東寺が公田方と重藤方を別個の年貢収取体系で把握したことに注目し、海老名氏や飽間氏といった在地領主が重藤名の領有権を主張し、東寺の支配が安定しないなかで、東寺は重藤名を別個の収取体系とすることで、公田方・重藤方の一方が違乱を受けた際のリスク分散を図ったことを指摘した。

重藤名に代表される鎌倉末期までに形成された在地秩序は、新たに荘園領主となった東寺の矢野荘支配を規定する要因となっていた。寺田氏をはじめとした在地領主によって形成された秩序と格闘しながら、東寺は南北朝～室町期にかけて荘園経営を進めていったのである。

第三章

鎌倉中期から南北朝期にかけて、荘園領主と地頭による支配権争いの解決を目的として行われた下地中分について、荘園領主・地頭の定めた線引き（領域設定）が在地社会にどのように影響したのか、①荘園内の徴税単位である名の分布状況、②領家方・地頭方を横断する名のその後の歴史的展開に着目して考察を加えた。

その結果、①について、これまで矢野荘の百姓名の過半が領家方・地頭方に横断するとされていたが、実際には横断しない名の方が多く、両方を横断する名は四割強に過ぎず、また横断的な名のなかでも約七割はどちらか一方に耕地が集中し、両方に均等して分布する名は少数であり、下地中分の影響がこれまで考えられてきたよりも限定的であったことを明らかにした。そのうえで、南北朝期に作成された検注帳における名の記載状況を分析し、領家方・地頭方両方を横断する名が統合・分裂していく様相を把握した。特に名の統

合については、東寺による支配体制が確立していくなかで進展するという矢野荘における名体制変容の実態が明らかとなった。

②については、下地中分の結果分断された名のうち、史料に恵まれる名のその後を追った。まず、領家方と地頭方双方に一定の耕地を持つ名では両属状況が継続したが、そうした名は少数であったと考えられる。次に、領家方・地頭方のどちらかに耕地が偏っている名の場合には、面積が乏小な一方の耕地が売却されたり統合されたりすることで、収取が一円化していくことが明らかになった。なお貞次名の事例では、地頭方に属する面積の方が広大にもかかわらず領家方の名として位置づけられており、これは名主屋敷が領家方に所在したことによると考えられ、名主を核に形成される名のあり方を考えるうえで示唆的である。

第四章

南北朝期から室町期の荘園では、名主・百姓らが領主に申状を提出したり、集団で逃散・強訴に及んだりする荘家一揆が数多くみられた。荘家一揆の研究は、これまで数多く著されてきたが、人民闘争史研究では荘家一揆が内包する矛盾は階級の問題として捉えられた一方、地域社会論では荘家一揆の一体性がある種自明視され、その矛盾についての議論は深められてこなかった。本章では、中世の荘園が多様な個性を持つ「地域」の集合体として成立したことを踏まえ、荘家一揆が内包する矛盾を荘園内の地域的な特質から論じなすべく、播磨国矢野荘の在り地秩序である上村・下村に注目して、検注帳の分析から上村・下村の具体的な範囲を特定し、そのような上村・下村という荘園内「地域」が荘家一揆とどのように関わるのか考察を加えた。

まず、荘内に散在する名について、検注帳に記載される名耕地の村落別分布を検討することで、矢野荘の名分布が南北に大きく分かれることを明らかにし、これまで見通しに留まってきた上村・下村の領域を明確に比定し、名の分布が上村・下村の範囲を越えて入り組むことはないことを明らかにした。これにより、矢野荘の名編成が上村・下村という荘園内「地域」に規定されていたことが判明した。そのうえで、上村・下村の特質を、信仰や水利、開発の視点から明らかにした。

また、このような「地域」の視角から矢野荘を代表する二つの一揆（応安二年の十三日講事件・永和三年の惣荘一揆）に検討を加えた場合、こうした上村・下村という荘園内「地域」間の利害対立こそ矢野荘の荘家一揆が抱えた弱点であり、代官らの弾圧策も「地域」

間対立を利用し、莊家一揆の内部崩壊を意図したものであったことが明らかとなった。これにより、人々の生活に基づいた莊園を構成する「地域」的な特質を要因とする一揆が内包する矛盾を描きだすことができた。

第五章

二〇〇〇年代以降、矢野莊の損免要求は余剰生産物の現地留保を目的としたものではなく、実際に起きた災害を反映するものとして見直しが進められてきた。本章では、そのような近年の研究視角を継承し、災害という非常時に結ばれた一揆について、前章と同様に莊園内部の「地域」の特性から、名主・百姓らの結合を捉えなおすことを課題とした。先行して河成地の地理的分布を分析した橋本道範論文の成果を踏まえ、分析する検注帳を精査することで、より広域的かつ詳細な河成地点の位置比定をおこない、①河成面積の時代的変遷、②非常時に莊家一揆が結ばれる論理について考察した。

結論から述べると、水害という非常事態のなかで損免を求めたのは、救済対象から漏れた被災した当事者であって、そこで結ばれる一揆の構成員はより限定的ということである。まず、①については、鎌倉末期から南北朝期にかけて河成面積が著しく増加しており、また平地の集落と谷間の集落との河成の質的相違がみられ、ここから莊園内の地域によって災害への対応が異なると考えられた。これを踏まえ、②について、これまで全荘で団結した事例と捉えられてきた貞和五年の連署起請文にみられる名主・百姓を分析すると、貞和五年水害で起請文に署名を加えた名は領家方全体の一部にすぎないことが判明した。これらの名主は損免認定の前提となる内検が不十分であった地域（Ⅱ雨内・西奥）に耕地を持っており、貞和五年の連署起請文は、そのような名が主体となって作成されていた。この事例は水害という非常時に際して莊家の一揆がどのように結ばれたのかをよく物語っており、すなわち、莊家一揆は危機意識を共有する当事者によって結ばれていたということが明らかになった。

先行研究でイメージされてきた莊家一揆像としては、中世後期における惣組織の発達と、それに基づいた全荘での一揆が挙げられる。矢野莊でも永和三年の「惣莊一揆」や、荘内のほぼ全ての名が起請文に署名した貞治六年の損免要求などは、全荘で団結した好例といえる。一方、本章で明らかにしたように、一揆の構成員は様々な要因によって、限定的である場合もあり、今後はより実態に即した莊家の一揆研究を進めていく必要がある。

第六章

室町期荘園制論において、荘園制変容期（十五世紀半ば）の荘官・沙汰人層は、地域社会における優越性を失って没落していくとされ、荘家の一揆の頻発や侍層の台頭に焦点が当てられてきた。しかし、荘官・沙汰人層は中央権力と在地を架橋する存在であり、荘園制変容期においてもその役割は変わるものではない。そこで本章では、これまで室町時代後期における荘官の地位低下や守護権力による荘官の排斥を示す事例の一つとして扱われてきた矢野荘田所、本位田家盛を改めて検討し、当該期における荘官の実態を記したモノグラフを提示することで、荘園領主の年貢収取を規定し続けた荘官の社会的な意義を論じた。

まず、荘園制変容期において本位田家盛は、田所であることを背景として名主職を集積する一方、東寺に対しては恒常的に年貢を未進するなど自立性を高め、富を集積していた。こうした本位田氏による富の集積は他の在地有力者との軋轢を深め、家盛と対立する在地有力者は守護山名氏と結びついて、家盛を失脚させるに至った。失脚後の家盛は東寺に接近して備中国新見荘に代官として下向した。他方、応仁・文明の乱後には、家盛・家延父子は守護代に接近し、その後、本位田氏と東寺との交渉が途絶するとともに、矢野荘からの年貢納入も終焉を迎えた。このように、東寺の年貢収取と本位田氏の去就は密接に関わるものであり、荘園制の変容・衰退期においても荘園領主の年貢収取に対する荘官の重要性は明らかである。

以上のような荘官・沙汰人層が没落したり、守護権力に接近したりする現象こそ、荘園制の変容や解体を示すものであり、荘園制の変容・解体期においても荘官・沙汰人層を後景に退かせることなく、荘園制を構成するファクターの一つとして位置づけていくべきと考えられる。

第二部は、美濃国大井荘をフィールドに現地調査の成果を活かしながら在地社会の実態復原研究を進めた。

第七章

天平勝宝八年（七五六）、聖武天皇の遺志により東大寺へ施入された大井荘では、十一世紀の半ばに四至・勝示を定め、国使の入部禁止を求めるなど、その領域性が強調され、中世化が進行した。これまで大井荘の中世化をめぐることは、東大寺と国司による中央での法

延闘争ばかりが目目されてきたが、二〇〇〇年代初頭に紹介された「大井荘勅施入文案」に古代大井荘の四至が記載され、中世大井荘の四至との異同が明らかになったことで、大井荘域の拡大過程を改めて検討する必要があると考えられた。大井荘域拡大の画期は、嘉保三年（一〇九六）五月十二日「官宣旨」に記される永承・天喜年間の荘別当大中臣氏らによる荘内への「公田」引き入れにあると考えられるが、荘域拡大と「開発領主」大中臣氏との関連性は論じられてこなかった。そのため、本章では、①大井荘の拡大の画期を明確化すること、②荘域拡大と「開発領主」大中臣氏との関係を論じること、を課題とした。

その結果明らかになったのは、古代から続く大井荘が中世荘園に転換する際、荘域の拡大を伴ったが、東大寺による法廷闘争と同時に、現地で荘域拡大を推進したのは「開発領主」大中臣氏であり、荘園整理や課役賦課が強化された当該期に東大寺と大中臣氏ら在地勢力との利害の一致が大井荘の拡大・中世化を実現させていたということである。まず、①について、大井荘の面積から荘域の拡大過程を考察し、延久年間を画期と位置付けた。

そのうえで、永承・天喜年間（一〇四六―五八）に公田が荘内に引き込まれたこと、その後、「本庄四至」・「打籠加納四至」という二つの四至が存在したことから、「本庄四至」Ⅱ「大井荘勅施入文案」に記された四至であり、「打籠加納四至」Ⅱ延久三年の太政官牒に記された四至であることを指摘した。これを踏まえ、②について、大中臣氏らが自らの正統性として主張する荒野の開発・寄進とは天喜年間の「公田」引き入れを意味すると捉え、また、その「公田」の場所について、大中臣氏が代々相伝した下司名である石包名の分布を分析することで、古代荘域外にあたる北西部こそ大中臣氏が「公田」として引き入れた同氏の私領であり、南西部は下司として集積した土地であると位置づけた。

荘域拡大の際に、後世「開発領主」由緒を主張する在地勢力が現地で主導的役割を果たした役割を詳細に知ることができる大井荘は、中世荘園成立の実態を考えるうえで貴重な事例といえよう。

第八章

これまで大井荘内の三ヶ郷について実態を追求した研究は行われず、なかでも榎戸郷については、その所在すら曖昧な理解のままとなってきた。そのため本章では、高橋郷・榎戸郷の郷域比定を行ったうえで、公人の活動から当該地域の位置づけを探った。

その結果、まず、高橋郷は永仁検注帳に記載されており、永仁三年の検注までに大井荘本荘と一体で把握されていたことが判明した。これを踏まえ、史料上にみえる地名や小字、

検注帳の記載から榎戸郷の郷域比定を行った結果、永仁取帳南東部の空白地帯は、概ね榎戸郷を指すものであった。

また、従来、東大寺公人の遠隔地における土地集積は荘園所職への補任を経て、室町期以降に展開すると考えられてきたが、大井荘では十三世紀後半以降、公人が頻繁に下向するなかで、南北朝期には土地所有が始まり、そうした現地での影響力を背景に下司代官職などに補任されていくことが明らかとなった。榎戸郷での公人の活動は十三世紀末の時点で大井荘本荘と概ね同じ状況であったが、十五世紀後半以降、大井荘本荘では収取の根幹である下司代官職が武家に請け負われるなか、榎戸郷をはじめ荘内三ヶ郷では小規模所領が形成され、その代官を公人が担っていた。こうした現象が起きているのは、榎戸郷が荘域南東部の周縁地域であったからにほかならず、中心地域は武家代官、周縁の小規模所領は公人が請負う室町期大井荘の年貢収取体制は十五世紀末まで継続した。

第九章

日本中世史研究における荘園故地の現況調査は、中世的景観を含むと考えられる農村地域を対象に行われてきた。一方、大井荘は古代から中世に荘域を拡大したが、古代以来の荘域は大部分が近世には大垣城下町となり、早い段階から都市化が進行していた点で、これまでの研究フィールドとは大きく異なる。そのためか、大井荘現地に関する議論は、荘域の復原および鎌倉後期の検注帳を用いた条里坪付の検討に集中し、それ以外の歴史地理的分析はほとんど行われてこなかった。このような都市化した現況にある大井荘において、どのような調査が可能で、どのレベルでの景観復原が可能なかを明らかにする前提として、本章では大井荘の景観に関する三つのテーマを紹介し、研究の可能性を展望した。

その結果、以下の成果を得ることができた。①城下町周辺に点在する西高橋村の飛び地の存在に注目し、中世までの村が城下町に編入されていた結果、城下町化しなかった部分飛び地となって残存していた。②大井荘故地の現況調査を進めるなかで調査の機会を得た大垣市林町にある顕性寺所蔵の「林家系図」と東大寺文書の記述とを相互参照し、内容の共通点、相違点を検討し、鎌倉中後期、大井荘に台頭した山僧である林法橋慶秀による開発のあとを探った。③これまで検討されてこなかった大井荘内の集落について、中世後期の史料に登場する地名から現地比定をおこなった。

本章で指摘したように、大井荘現地の実態を明らかにする作業は、未だ緒についたばかりであり、今後さらなる研究の可能性があることを提示した。

終章

最初に、本博士学位論文の成果を①名の地理的分布の検討による下地中分・荘家一揆の研究、②個別荘園研究による荘園制研究の再検討、③荘園故地現況調査による在地社会の実態解明に集約した。これらの成果は、荘園制研究が示した枠組みを現地の実態から捉えなおすものである。また本博士学位論文では、ほぼ全ての章の成果が史料解釈と合わせて検注帳の分析から導きだされたものであり、荘園制下における在地社会の様相を明らかにするうえで、検注帳を用いた新たな方法論・可能性を提示することができた。

こうした検注帳分析の方法論をもとに、本博士学位論文第三の成果である「荘園故地現況調査による在地社会の実態解明」をさらに進展させ、畠作や水害といった現地景観を組み込んで荘園制と在地社会との関係をさらに追求していきたいと考えている。(終)